

セーフティネット保証・危機関連保証 よくある質問

問1 セーフティネット保証、危機関連保証はいつまでに申込みをすればよいのか。

答 セーフティネット保証4号及び5号の指定期間は市区町村への認定申請が可能な期間です。また、認定書の有効期間は発行日から30日間となります。危機関連保証は指定期間内に市区町村への認定申請が必要であると共に、融資実行まで行っていただくことが必要となります。両者の指定期間は取扱いが異なるため、ご注意の上、ご活用ください。

問2 直近1か月の売上高とはいつの売上か。

答 原則として、申請日の前月1か月を指します。
(例：令和2年11月に申請する場合⇒10月1日～10月31日までの売上)

問3 複数の営業所の売上が未集計等、直近月の売上等が確認できない場合、何ヶ月前まで遡ることが可能か。

答 最大で3ヶ月程度を目安とします。ただし、これは直近の月の売上高等が未集計の場合に適用される措置であるため、原則は直近の売上高で判断します。

なお、売上高等は、税理士等がまとめたものでなくて構いません。

会計システムで管理している暫定的な月次集計データや、手書きの日計表を月次集計したものが使用できますので、できる限り最新の内容で申請してください。

問4 登記事項証明書は何か月以内に発行されたものが必要か。

答 3か月以内に発行されたものが必要です。
なお、インターネットで取得したものは不可です。